

## 第5回豊明市高齢者福祉計画策定・推進委員会 議事要旨

日時：平成30年2月19日(水)14:00～15:20

場所：豊明市保健センター 3階講義室

出席者(委員)：11名

事務局：健康福祉部長、高齢者福祉課長、課長補佐兼介護保険担当係長、高齢者担当係長、主査、委託業者

### 【議事】

#### 1 あいさつ

(事務局・健康福祉部長)

本日の会議は第7期計画の最終案、介護保険料を決定していくための会議。忌憚のない意見を出していただき、当委員会の案として取りまとめていただくようお願いしたい。

(委員長)

本日の会議が佳境。5つの議題のうち特に(3)介護保険料についてが重要。本日の案で、市民の方に直接目に触れる部分をまとめたい。

#### 2 議題

(1)第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 パブリックコメントの結果について

(事務局)

昨年の12月25日から本年1月23日までパブリックコメントとして、市ホームページ、市役所では市民コーナーと高齢者福祉課で、計画案に対する意見を募集した。結果は提案等の意見は無かった。

(2)第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 最終案について

事務局より資料(計画の策定員会案)に基づき説明(略)

・前回策定員会の骨子案との相違点を説明

①計画案64頁からの「サービス利用者数・件数の見込み」の表について、国の報酬改定を反映した。

②計画案32頁からの3-5「自立支援・重度化予防の目標設定」について、社会保障審議会の案を基に、詳細に明記した。

③計画案70頁「市町村特別給付」について追記した。

(3)介護保険事業計画 介護保険料について

事務局より資料1に基づき説明(略)

・前回の策定委員会後の改正事項について

##### 1 国の改正による影響

①報酬改定率の確定(国の平成30年度介護報酬改定の概要説明)

②級地区分の変更(豊明市が7級地から6級地へ変更)

③消費税・処遇改善等財政影響額の反映

## 2 市独自の制度改正による影響

### ① 市町村特別給付等の実施

市町村特別給付事業として「紙おむつ等購入費支給事業」「栄養改善自立支援サービス」「移送サービス」等を実施。今まで同じような事業を一般会計や地域支援事業として実施していたが、市町村特別給付としての実施に移行していく。既存の事業をすぐに止めるわけではなく、徐々に移行していく。

## 3 介護保険料について(資料1/11・12頁)

- ・保険料基準月額(案)5,515円とした根拠の説明
- ・所得段階別介護保険料額の説明

(委員)

(級地区分の)基本的な考え方はどういうものなのか。

(事務局:高齢者福祉課長)

物価水準が過疎地と都市部では違うことから、級地で分けて物価水準に合わせる制度である。豊明市が名古屋市に隣接しているながら、国から見ると控えめな加算しかされていなかったが、今回少し上げさせていただくというもの。

(委員)

29年度の類似事業は継続するのか。

(事務局)

移行期間のため、できる限り市町村特別給付に移していくが、すぐに切るわけにはいかない。

(委員)

対象になる方は、サービスを並行して受けられるということなのか。

(事務局:高齢者福祉課長)

主に3つの事業があり、それぞれ移行時期は違う。移行した場合は新しい事業の方で実施していく。ただし、移送サービスについては実態として事業者が違うため、これは併用して実施していくことになる。

(委員長)

- ・介護保険料基準額算出根拠の確認説明

この中で、地域区分において、豊明市が新しく適用される6級地の「上乘せ割合6%」とはどういう意味なのか。

(事務局)

例えば、豊明市内のサービス事業所がサービスを提供した場合、本来100のものに対して+6%の加算ができる、と考えていただければよい。サービスごとで異なるが、基本的にはそのような考え方でサービス利用者から事業所に入る金額である。

(事務局:高齢者福祉課長)

介護報酬は全国一律の単価であるが、地域の物価水準を加味したものが地域加算となる。

(委員)

同じサービスでも名古屋市の事業所から受けると115円支払い、豊明市の事業所なら106円支払う、という解釈で良いか。

(事務局:高齢者福祉課長)

そのとおり。

(委員)

他の市町村は保険料基準月額を大体400円くらい上げるのか、ということと、市町村特別給付事業は「実施する」ということで進めていくのか。もし、議会が反対したら止めることも有り得るということなのか。

(事務局:高齢者福祉課長)

介護保険料については条例で制定しており、3月議会で議案として提出し、その審議を経て決定されることになる。市としては市町村特別給付を実施していく考えである。

(事務局)

介護保険料の他市町村の動向については、ある程度把握しているが、未決定事項でありここでは発表しにくい。近隣では大体5,500円程度から4,000円程度まで開きがある。基金の取崩額で調整していることが多く、基金が溜まっていればその分保険料減に影響されるため、一概には言えないのではないかと。

(事務局:高齢者福祉課長)

市町村特別給付については、在宅で介護している方は、紙おむつや配食にかかる負担が相当大きい。在宅介護をしっかりと支えるため、財源を裏打ちしたもので支援する。紙おむつは地域支援事業として特別会計で実施していたが、国からは、市町村特別給付で実施すべきという方針が出された。必要な事業は実施していく。

(委員)

介護認定を受ける人が増加しているし、重度化している人も増えているという感覚を持っている。基金の取崩や市町村特別給付が加味されているが、(基準月額保険料の)値上がり額は40円。逆にこれでやっていけるのか。

(事務局:高齢者福祉課長)

給付見込みや今までの経緯・実績を基に見込みをしている。それを基に全国一律で算定するもの。今回、基金を取り崩せる。第6期では報酬改定の影響が大きく、基金が沢山積めた保険者が多いとは聞いている。その部分を有効に活用させていただきたい。

(委員長)

基金の5億円からどれくらい取り崩して、という計算でなく、実態から数字を出して788円という数字を出して、その分を取り崩していく、という計算をしているのかどちらか。

(事務局:高齢者福祉課長)

3年間の総給付に対して、全体の被保険者数で割戻しをしていく、という計算方法をとっている。

(委員)

紙おむつ事業について、毎月1万円を限度に補助ということだが、実際に在宅で介護している方にとってこの金額で良いのかどうか。総事業費が約1億円規模ということで、この事業規模ならもう少し補助できるのではないかと。もう一つ、基金を崩して、第7期は良いが第8期は(保険料が)どうなるのかという心配があるが、そこはどう考えて決めたのか。

(事務局:高齢者福祉課長)

紙おむつは、利用者の方にヒアリングしたところ、在宅で月額15,000円くらいとのことで負担は相当大きい。闇雲に誰にでも配るわけではなく、本当に必要な方に給付していく。我々も将来のことを考えずにこの事業を実施したいと言ったわけではなく、将来推計も考えながら、小さく始めて少しずつ広めていきたいと考えている。今までは非課税世帯の6,000円までで対象者は市内でも10名強のみ、予算規模として100万円程度だった。3年間で1億円だが大きく張ったものではなく、これくらいで収まるだろうという推計をしている。将来的には3年間で1.5億円くらいの事業と考えている。介護保険料については、確かに今回抑えたイメージがあるが、国のインセンティブを視野に給

付の適正化は粛々と実施していく。介護予防事業により介護者を増やさないこともしっかりやっていく。介護保険制度は基本的に3年ごとに財源を考えていくものであり、その趣旨に沿った形で今回は算定した。第8期についても、できるだけ第7期中の給付を抑制して、次に軽減できるようにしていきたいと思っているが、第7期中に基金を積むという考えで保険料を設定したものではない。

(委員)

紙おむつの事業の件、良い悪いではなくて、過去の使用状況は把握しているのか。対象者の方が過去にどれくらい使用しているのか、という数字が分かっているのか。

(事務局:高齢者福祉課長)

1人につき月1.5万円くらい使用していると聞いている。そのうちの1万円を限度に支給するという考えである。

(事務局)

補足をすると、初めて実施する事業のため、あくまで推計となるが、要介護認定者のうち在宅で過ごしている方の割合と、そのうちどれくらい紙おむつを使用しているかという数字を推計して設定している。実態把握としては、家族会を通してアンケート調査を実施して、紙おむつを大体どれくらい使用しているかを把握している。

(委員)

購入額1万円を限度にそれに対して5割とか8割という設定という解釈でよいか。将来的には、例えば購入額を1.5万円限度にする、といったことも考えられるという認識で良いか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員長)

これら(市町村特別給付)は主に3つの事業があるが、今回の国の目玉として、介護の重度化を防ぐということがあり、その一環がこれに盛り込まれるという面がある。豊明市が先手を打って実施していく、というように私は見ている。

(委員)

介護給付で実施していくということになると、ケアマネジャーがケアプランを作成する中で入れていくことになるが、その場合は現物給付なのか。どういった形で給付されるのか。

(事務局)

普通の保険給付とは少し違って、イメージとしては現物ではなく償還払いとなる。

(※今回償還払いとお答えしましたが、受領委任払いの誤りでした。)

(委員)

領収書を溜めておいて申請するということか。栄養改善自立支援サービスも同様か。

(事務局)

そのとおり。

(事務局:高齢者福祉課長)

紙おむつ事業の件は、薬剤師会の先生方にもご意見をいただき、方法についても決めさせていただいた。

(委員)

実施するにあたって、受けるところがないといけないということで、市からこのような計画がある、というお話をいただき、事前に薬剤師会の会合で方針の確認をした。いろんなやり方があるようで、帳面に記載するとか、クーポンで実施するとか、購入したところに申請する等の方法がある。市でそれらを検討している状況と思われる。

(委員)

国の施策の「地域包括ケアシステムの推進」において、「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」とあって、「共生型サービス」というのが出てきているとのことだが、そのあたりは計画においてどこに記載があるのか。

(事務局:高齢者福祉課長)

共生型サービスについては、障がい者の方が65歳以上になると介護保険に移らなければならないが、今まで通い慣れたところで引き続きサービスを受けられるようにするものであり、介護保険のほうから(事業所の)指定もしていくものであるが、まだ指定しているわけではなく、ようやく報酬額が国から出てきた段階である。計画策定の間近のところから出てきた話ということもあり、計画に明記はされていない。今後、給付についてもある程度出てくるところはあるかもしれないが、現状では読み切れていないところがある。

(委員長)

給付の問題が絡んでくるので実際に市民の立場で考えたい。施設にいる方々は割に裕福に使用できるという考えがあると思う、ところがそれらが積み重なって大胆にふるまうと、段々と介護保険料は高くなる。そのあたりを、サービスが利用されていく際に、各施設やケアマネさんにも考えていただかないといけない。本当に必要な人に行き渡り、要らない人には余分に供給されることがないように、互助精神が続いてほしい。

(委員長により、資料1・11頁、12頁により介護保険料設定根拠の確認、介護保険料について挙手により採決→賛成多数により了承)

#### (4) 部会報告

- ・部会長により、資料2に基づいて、「地域包括支援センター運営部会」について概要説明
- ・部会長により、資料2に基づいて、「地域密着サービス部会」について概要説明

(委員)

「医療介護サポートセンターかけはし」の利用状況はどれくらいか。

(事務局:高齢者福祉課長)

まず、「かけはし」は、医療から介護に移る時のブランクをスムーズに移行するための施設であり、医療介護連携事業として平成30年度までに国から保険者に対して設置が求められていた。当市は東郷町と共同で「かけはし」を昨年7月にオープンした。現在、豊明市の場合は、藤田保健衛生大学附属病院からの退院が一番多いため、その方々の追跡や、在宅サービスに結び付いているか等、1件ずつ追っている。本日、実績件数は持ち合わせていないが、あとは多職種連携のための研修会等、いろんなことを実施している。

(事務局:健康福祉部長)

市民の方は、地域包括支援センターをまずは利用することになる。専門職の方で医療に詳しくない、引継ぎのことがいろいろあるといった場合に「かけはし」を利用いただき、安心して自宅に戻ってもらうといった想定をしている。一般市民の方でも利用はできるが、基本的に直接相談する場合は、ケアマネや地域包括支援センターになることが圧倒的に多いと思う。

(委員)

例えば、親が病院に入院していたとして、退院する際に施設に入らずに在宅で介護することになった場合、持病があって在宅では少し不安がある時などの相談は「かけはし」がよい、ということになる。一般的な介護の相談は地域包括支援センターやケアマネがよい。

(委員長)

今回の介護保険制度改正で国がテーマとしているのが、「地域包括ケアシステム」の強化である。地域包括支

援センターを中心に、市民が相談できる仕組みの一環と捉えている。

(事務局:高齢者福祉課長)

市民の方は、まず地域包括支援センターやケアマネに相談してもらえばよい。いろんなところで「かけはし」も支援している、とご理解いただきたい。

(委員)

認知症サポーターに関して、先日、日本福祉大学で福祉教室の研修を受講した。4月以降、実践教室を見直すということで社会福祉協議会と話している。検討された結果等、またお知らせいただきたい。

- 閉 会 -

以上